

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、市行政組織内の市長部局及び市教育委員会をはじめ関係所管課の綿密な連携により、全庁的な体制で推進します。その具体的な推進にあたっては、近江八幡市人権擁護推進本部を設置するとともに、庁内推進体制の整備・充実を図ります。

2 各機関との連携・協力

人権施策の推進にあたっては、行政や教育機関、市民団体、企業等の果たす役割が極めて大きいと言えます。これらが、それぞれの分野及び立場において自主的に取り組むとともに、互いに有機的な連携を保ちながら推進することが重要であることから、その推進に努めます。

3 計画のフォローアップ^{*27}及び見直し

本計画で掲げた施策については、その進捗状況を確認、検証するとともに、その結果を以後の教育・啓発に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。また、専門的見地からの意見や市民の意識を人権擁護施策に反映させるため、近江八幡市人権擁護審議会の機能の充実を図ります。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、見直しを行います。

^{*27} フォローアップ：計画を効果的に実施し、次の段階に生かすための手当てまたは、その取り組み。

■推進体制（イメージ図）

